

## 「放課後等デイサービス なないろ」運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 共済福祉会が設置する「放課後等デイサービス なないろ」(以下「事業所」という。)において実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づく放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な発達支援を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の特性その他の事情を踏まえ、障害児の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で放課後等デイサービス計画を作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進める。その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。

- 2 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。
- 3 発達支援においては、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援内容を放課後等デイサービス計画において明確化した上で提供する。
- 4 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、保護者の所在する市町、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、静岡県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年3月28日静岡県条例第32号。以下「基準条例」という。)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

### (事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 放課後等デイサービス なないろ
- (2) 所在地 静岡県田方郡函南町平井 717-2

### (従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従事者の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名

医師は、利用者の疾病等の管理および健康状態を診断、把握し、必要な処置を行う。

(3) 児童発達支援管理責任者 1名

放課後等デイサービス計画の作成に関する業務を行うほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(4) 児童指導員又は保育士 1名以上

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切な支援等を行う。

(5) 看護師 1名以上

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切な指導等を行う。

(6) 理学療法士 1名以上

理学療法士は、利用者の身体機能のチェックを行い残存機能の活用と身体機能の維持向上のため必要な訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日

ただし、12月29日から1月3日まで及び悪天候や災害、行事等で事業の実施が困難な場合など管理者が指定した日を除く。

(2) 営業時間

9時30分から18時30分までとする。

ただし、祝日や学校休業日は、8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間

授業終了後 : 授業終了後から18時00分までとする。

祝日、学校休業日 : 9時00分から17時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、6名とする。

(放課後等デイサービスの内容)

第7条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービス計画の作成

(2) 日常生活の充実のための活動

- (3) 社会との交流の促進
- (4) 身体機能向上のために必要な訓練
- (5) 創作・レクリエーション行事
- (6) 介護サービス
- (7) 給食サービス
- (8) 健康管理及び必要な処置
- (9) 送迎サービス
- (10) 相談援助等

(保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から国が定める当該放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービスにおいて提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、保護者から徴収するものとする。

(1) 給食費 1食 650円

(2) おやつ代 1日 70円

(3) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって保護者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付する。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、函南町、伊豆の国市、三島市、裾野市、沼津市、熱海市、清水町、長泉町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 指定放課後等デイサービスの提供を受ける際には、次の各号に掲げる事項に留意してもらえよう説明を行うものとする。

(1) 本人または同居する家族等に新型コロナ、インフルエンザやノロ等の感染症が発症した場合には、速やかに事業所に報告し指示に従うこと。

(2) スマホや携帯電話等を使用して事業所内の様子や利用者、従業者等を無断で写真や動画を撮影すること。また、事業所や利用者に関する情報をSNSに掲載すること。

(3) 利用者、従業者等の個人情報を漏らすこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又はかかりつけ医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、訓練や研修を重ね見直しの措置を講じる。

(主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ・重症心身障害児

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 障害児の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を定期的実施する、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(身体拘束の禁止)

第15条 障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束適正化検討委員会を定期的開催しその結果について従業者に周知徹底を図る、身体拘束などの適正化のための指針を整備する。座位保持装置や車椅子、ベルト、テーブル、補装具等の使用については、障害児の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的等があり、身体拘束に該当しないものとする。使用する目的、理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的確認して個別支援計画に同意を記載する。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みを検討する等の措置を講じるものとする。

(意思決定支援の推進)

第16条 事業者は、障害児が自由に意思を表出し、年齢や状態にあった意思決定の支援に配慮するよう努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第17条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じる。ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため相談窓口を設け、相談を受けたときは、事実関係の調査を行う。相談窓口の担当者は、申出をした職員および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意し、当該職員に不利益な取り扱いをしないものとする。

(苦情解決)

第18条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又保護者その他の当該障害児家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、その業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存する。

付 則

この規程は、令和6年4月16日から施行する。